

# 柏市在宅障害者一時介護 委託料助成事業について



在宅で障害者を介護している方が一時的に介護ができなくなり、有料で介護を委託した場合にかかった委託料を助成します。

## ■ 対象者

障害者を在宅で介護している方が申請者となります。

申請者 … 障害者を普段専ら介護している方で、同居の方。

障害者 … 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳を持っている方

## ■ 助成金額

介護委託にかかった額と助成上限額を比べ、どちらか少ない額を助成します。  
年間の助成限度額は50,000円です。  
1回の介護は連続7日まで利用が可能です。

1日あたりの介護時間	助成上限額
5時間未満	2,500円/1日
5時間以上	5,000円/1日

## ■ 利用の流れ

① 利用登録  
< Web申請 >



② 介護委託



③ 支給申請  
(年3回)  
< 窓口・郵送申請 >

### ① 利用登録 ※Web申請

制度を利用するには事前の利用登録が必要です。  
※登録日以降の介護委託が助成の対象となります。

○申請方法

右記二次元コードまたは以下URLから入力してください。

(URL)<https://logoform.jp/form/Mx28/372789>

※原則Web申請となります。インターネット等の利用が困難な方は、窓口や郵送での対応も可能ですので、その旨ご連絡ください。



## ② 介護委託

介護委託は年間利用上限額に達するまで何回でも利用が可能です。1回利用するごとに、利用者票(兼領収書)を記入してください。

### ■ 介護委託理由

以下の理由により一時的に障害者を介護できない場合が対象です。

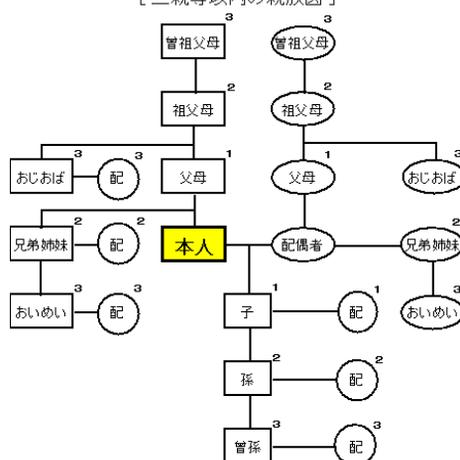
- ・介護者または介護者の家族の疾病, 出産, 事故
- ・介護者の労働(時間外, 突発的なもの)
- ・介護者の冠婚葬祭への出席, 介護者の旅行への参加等
- ・介護者の休養

### ■ 介護を委託した場合に助成対象となる範囲

個人または団体(事業者)に介護を委託できます。ただし、次のア～エに該当する場合は助成の対象外となります。

- ア) 障害者から見て3親等以内の親族
- イ) 障害者と同居し生計を一にしている方
- ウ) 未成年者
- エ) 本助成制度の利用登録者およびその登録者と同居し生計を一にしている方

[ 三親等以内の親族図 ]



### ■ 介護内容

障害者の食事・身体の清潔の保持,  
障害者の安全を確保するための見守り  
(障害福祉サービス, 日中一時支援,  
外出介護で対応できないもの)

※当該制度にそぐわない内容については

**対象外とする場合があります。**

例) レッスンを受けるような「習い事」に近い内容

## ■ 支給申請

助成は年3回行います。介護の利用がなければ申請の必要はありません。  
各申請期限の前月に案内を送付します

区分	介護委託月日	申請期間	支給時期
第1期	4/1～7/31	7月中旬～8月中旬	9月
第2期	8/1～11/30	11月中旬～12月中旬	1月
第3期	12/1～3/31	3月中旬～4月中旬	5月

### ■ 支給申請に必要なもの

- ・利用者票(兼領収書) ・支給申請書

### ■ 注意事項

下記の内容が該当する場合は、**助成対象外になります**のでご注意ください。

- 介護保険及び障害福祉サービスと**同時時間の利用**がある場合
- 助成対象の報酬に、**食費, 部屋代が含まれている**場合

※ 次ページへ続く

## ■ 登録内容の変更や抹消について

登録の内容に変更が生じた場合や、死亡や転出、施設入所等に伴い登録を抹消する場合は、変更(抹消)届出書の提出が必要です。

### ○届出方法

右記二次元コードまたは以下URLから入力してください。

(URL)<https://logoform.jp/form/Mx28/402426>

※原則Web申請となります。インターネット等の利用が困難な方は、窓口や郵送での対応も可能ですので、その旨ご連絡ください。



その他、ご不明点がございましたら、障害福祉課までご連絡ください。

柏市 障害福祉課 福祉サービス担当 電話:04-7167-1136